



2014年7月10日発行 第22号  
 事務局長 小島 彬  
 TEL/FAX 077-589-3724  
 akrkojima@ybb.ne.jp

**「2014年 JSA 滋賀支部講演学習会」報告**

去る2月22日(土)、草津市民交流センターにて滋賀支部講演学習会が、下記の要領で開催されました。

- 1. 日時：2014年2月22日(土) 15:00~17:00
- 2. 報告：宮川 卓也氏(宮川バネ工業代表取締役・滋賀県中小企業家同友会副代表理事)
- 3. テーマ：「滋賀の地域経済の課題と未来—中小企業憲章の精神とは—」

この講演学習会に関して、以下の小文をよせてもらいました。

\*\*\*\*\*  
 なぜ私が「滋賀の地域経済の課題と未来—中小企業憲章の精神とは何か—」に興味をひかれたのか  
 小池 恒男

それはただ単に、滋賀支部の研究テーマがきわめられた社会科学のテーマだったためだけではありません。2013年6月の政府の『日本再興戦略』(原本は産業競争会議の『成長戦略』)が指し示している成長への道は以下のようなものです。

「医療・介護・保育などの社会保障分野や、農業、エネルギー産業、公共事業などの分野は、民間の創意工夫が活かされにくい分野と言われてきた。このことは、これらの分野はやり方次第では、成長分野へと転換可能であり、また、良質で低コストのサービスや製品を国民に効率的に提供できる大きな余地が残された分野であることを意味する。

これまでの民間の力の活用が不十分であった分野や、そもそも民間が入り込めなかった分野で規制・制度改革と官業の開放を断行し、「規制省国」を実現する。単に、規制分野や官業への民間参入を促すだけにとどまらず、これらの分野に民間の資金、人材、技術、ノウハウを呼び込み、意欲ある人材や新技術が積極的に投入されるようにして、新たな日本経済の成長エンジン、雇用機会を提供する産業に仕立て上げることを目指す<sup>1)</sup> アベノミクスは「鼻先にんじん」、このことに国民がいつ気付くのか、思い知ることになるのか。

原発輸出、武器輸出までして輸出拡大なのか、「GDPでだめなら GNI (国民総所得) で経済成長率を計測」とまでいうような、そこまでして経済成長なのか、そ

れはまさに成長至上主義というものでしょう。

しかしそれにしても、これに代替する「内需主導の健全な国民経済の成長」の具体的な姿がみえてこない限りは、人々にとっては選択の余地なく結果的にはアベノミクスということになってしまいます。

「内需主導の健全な国民経済の成長」の前提となる国際関係として考えられるのは、ただ「TPP 協定ありき」ではなく、対等平等の、多国籍企業主導でない地域連携ないしは地域共同体というものが考えられなければなりません。アジアを向いたという意味では ASEAN(東南アジア諸国連合)10カ国(5億9791万人)、多国籍企業主導でないという意味では CELAC(ラテンアメリカ・カリブ諸国共同体)33カ国(3億8000万人、2011年12月成立)、EU(欧州連合、地域統合体)28カ国(4億9979万人)等々のものがすでに世界に存立しています。そこには、諸国民との連携、緩やかな関税引き下げ、直接支払いで自国の第一次産業を成り立たせていくという方向性がそれなりにみえてきます。

一方、国内産業のあり方として考えたとき、内需主導の中身として考えられるのは農業、林業、漁業の第一次産業、他の地域産業、自然再生エネルギー産業、地域金融、医療、福祉、教育、環境保全等々ですが、これらが新しい産業と雇用を生み出し、地域経済を活性化させるという明確な道筋を指し示すことが重要なのですが、これについて、各分野においてそれぞれ人々を十分に納得させるにふさわしい道筋が示されているかといえば、残念ながらいまだ至らずというのが実態です。それはただ理論的であるだけでなく、それにもまして実践的な取り組みとして提起されなければなりません。

このときに、先にあげた「他の地域産業」の大宗をなす中小企業のあるべき姿についてどう考えるかもまた、私にとっては避けて通ることのできない重大な関心事であり続けてきたわけです。そういう意味で、今回の宮川バネ工業代表取締役、滋賀県中小企業家同友会副代表理事の宮川卓也さんのこの「滋賀の地域経済の課題と未来—中小企業憲章の精神とは何か—」の講演に強く興味を引き立てられたのは当然のことといえば当然のことであったわけです。

講演内容の紹介は次回に回させていただきますが、講演内容、参考資料、参考文献は次に示す通りです。

**講演内容**

はじめに 中小企業家同友会とは

1. 滋賀県の経済の現状と特徴
2. 企業（中小企業）の六重苦
  - ①円安（原材料・エネルギー高）、②法人税・消費税、
  - ③見えない増税、④最大の問題は事業継承
3. 中小企業憲章とは
4. EUの中小企業政策
5. アメリカの中小企業政策
6. 日本で見直すべき規制
7. 滋賀のあるべき中小企業政策、地域産業政策とは
8. いくつかの研究課題

**参考資料**

日本の中小企業憲章、中小企業基本法

**参考文献**

『アメリカ中小企業白書』2008・2009、(財) 中小企業総合研究機構訳編 同友館 2009年

『ヨーロッパ中小企業白書』2009、(財) 中小企業総合研究機構訳編、同友館 2010年

三井逸友著『中小企業政策と中小企業憲章—日欧比較の21世紀—』、花伝社 2011年

岡田・高野・渡辺・秋元・西尾・川西著『中小企業振興条例で地域をつくる—地域内再投資力と自治体政策—』自治体研究社 2010年

注<sup>1)</sup> 『日本再興戦略』2013年06月14日、p. 3-4.

**「2014年度 JSA 滋賀支部大会」報告**

去る5月17日(土)、滋賀大学大津サテライトにて、2014年度科学者会議滋賀支部総会が開催されました。総会では原案通り可決されました。また支部規約が改正され、支部総会は以後支部大会とよぶことになりました。また事務局長以下支部の役員は、全員が留任することになり、新たに支部役員とした会計監査に石川さんが就任しました。今期の活動方針では超多忙化している大学での分会活動を活性化するために、具体的ないくつかの活動内容を掲げました。それを実践していくことが強く求められています。

**講演学習会の概要報告**

支部大会の後、「イタイイタイ病（カドミウム問題）の全面解決—全面解決に至る経過と意義—と題して、イタイイタイ病弁護団で滋賀第一法律事務所の弁護士、近藤公人さんによる講演学習会が開催されました。三井金属鉱業による神通川流域のカドミウム汚染問題は、近藤さんのお父さんで弁護士の近藤忠孝さんらにより1968年に訴訟提起されましたが、近藤さんは1966年から弁護団に加入して活動してこられました。1971年

6月、日本の公害裁判史上初といわれる勝訴を獲得し、1972年8月の控訴審判決でも勝訴をして、控訴審判決の翌日に3つの合意書「イタイイタイ病の賠償に関する誓約書」「土壤汚染問題に関する誓約書」「公害防止協定書」が、被害団体と加害企業とで締結されました。

この合意書に基づき、被害団体は、患者救済、汚染土壌復元、発生源対策の3本柱の運動を、約41年間継続してきて、現時点で新たな患者の発生は僅かになったこと、汚染農地の復元事業が完了するめどがついたこと、発生源対策により神通川の水質が自然界の水準まで改善され今後もこれを維持する見通しがついたことから、加害企業の謝罪を受け入れ、このほど全面解決の合意をしました。なおこれには畑滋賀支部代表幹事も学生時代からこの運動に参加されてきました。

**学校教育法及び国立大学法人法の一部改正に伴う付帯決議の有効活用を！**

政府は大学の教授会の権限をなく奪し、学長に権限を集中する学校教育法および国立大学法人法の一部改正を提案し可決成立しました。しかし衆参両院で付帯決議が承認されています。その中に「学長が教授会の意見を聴くことが必要な事項を定める際には、教授会の意見を聴いて参酌するよう努めること」や「学長選考会議は、学長選考基準について、学内外の多様な意見に配慮しながら、主体性を確保すること」、「大学力を強化するため若手研究者や女性の登用が積極的に行われ、若手研究者等の意欲を高める雇用形態が整備されるよう、その環境の整備に努めること」などが盛り込まれており、この付帯決議の中身を積極的に大学の教員会議で議論し、大学の民主的な管理運営のために努力する必要があります。

**支部幹事会からのお知らせ**

現在、JSA 滋賀支部幹事会では、会員の皆様に、全国JSA 事務局からのニュース・声明、ならびに講演会等の情報を載せたニュースレター「JSA 近畿」などを配信するためのメーリングリストを作成中です。

メーリングリストへの登録を希望される方は、件名に「JSA 滋賀支部メーリングリスト登録希望」と記載の上、①氏名、②所属、③e-mail アドレスについて、下記アドレスまでお知らせください。

akrkojima@ybb.ne.jp

